欧州・中央アジア

国又は地域	単位	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定される手数料（渡航先追加）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定される手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	5,050	9,850	4,700	9,500	3,500	3,200
アイルランド	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	66	128	61	124	45	42
アルバニア	ﾚｸ	3,400	6,700	3,200	6,400	2,400	2,200
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	15,260	29,740	14,210	28,680	10,530	9,740
イタリア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ウクライナ	ﾌﾘﾌﾞﾆｬ	1,620	3,155	1,510	3,045	1,115	1,035
ウズベキスタン	ｿﾑ	483,000	942,000	450,000	908,000	333,000	308,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	30	58	28	56	21	19
エストニア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
オーストリア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
オランダ	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	20,000	38,950	18,600	37,600	13,800	12,750
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,150	4,190	2,000	4,040	1,480	1,370
キプロス	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ギリシャ	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,390	6,610	3,160	6,370	2,340	2,160
クロアチア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
コソボ	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ジョージア	ﾗﾘ	107	209	100	202	74	69
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	33	64	31	62	23	21
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	390	750	360	730	270	250
スペイン	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
スロバキア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
スロベニア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22